



島根県報

令和7年7月8日（火）

第 6 3 2 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

公共測量の実施

（技 術 管 理 課） 2

【収用委告示】

公示送達

2

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和7年7月8日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
令和7年5月23日から令和8年3月13日まで
- 3 作業地域
松江市美保関町地内

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき書類は、次のとおり島根県収用委員会事務局（島根県土木部用地対策課内）において保管しているので、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第2項の規定により告示する。

令和7年7月8日

島根県収用委員会会長 野 島 和 朋

- 1 送達すべき書類
令和7年6月26日付け裁決書
- 2 送達を受けるべき者の氏名及び住所
土地登記名義人（亡）田尾イワの相続人のうち書類を送達すべき場所を確知できない次の者
氏名 栗根 満知子
住所 山口県下関市吉見本町二丁目14番23号
- 3 書類の受領等
出頭の上、送達すべき書類の交付を受けること。
受領しないときは、令和7年7月29日をもって送達があったものとみなされる。